

## 信託会社等に関する総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p><b>3 運用型信託会社</b></p> <p><b>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>3-5-5 顧客等に関する情報管理態勢</b></p> <p>顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「<u>保護法ガイドライン</u>」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「<u>実務指針</u>」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理に係る留意事項</p> <p>① 個人である顧客に関する情報については、規則第40条第6項に基づき、その安全管理、従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p>	<p><b>3 運用型信託会社</b></p> <p><b>3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>3-5-5 顧客等に関する情報管理態勢</b></p> <p>顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）</u>（以下、合わせて「<u>保護法ガイドライン</u>」という。）、<u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。）</u>及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「<u>実務指針</u>」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理に係る留意事項</p> <p>① 個人である顧客に関する情報については、規則第40条第6項に基づき、その安全管理、従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p>

## 信託会社等に関する総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>イ <u>保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ <u>実務指針I及び別添2の規定に基づく措置</u> (従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>イ <u>保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ <u>実務指針IIの規定に基づく措置</u></p> <p>② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第40条第8項に基づき、<u>保護法ガイドライン第6条第1項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>労働組合への加盟に関する情報</u></li> <li>・<u>民族に関する情報</u></li> <li>・<u>性生活に関する情報</u></li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 顧客等に関する情報の取扱を委託する場合の留意事項</p> <p>① 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、施行規則第40条第6項に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p>	<p>イ <u>金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ <u>実務指針I及び別添2の規定に基づく措置</u> (従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>イ <u>金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ <u>実務指針IIの規定に基づく措置</u></p> <p>② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第40条第8項に基づき、<u>金融分野ガイドライン第5条第1項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. <u>労働組合への加盟に関する情報</u></li> <li>ロ. <u>民族に関する情報</u></li> <li>ハ. <u>性生活に関する情報</u></li> <li>ニ. <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</u></li> <li>ホ. <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</u></li> <li>ヘ. <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></li> <li>ト. <u>社会的身分に関する情報</u></li> </ul> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 顧客等に関する情報の取扱を委託する場合の留意事項</p> <p>① 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、施行規則第40条第6項に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p>

## 信託会社等に関する総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>イ. <u>保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ. <u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u></p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>3-5-11 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>(中略)</p> <p>3-5-11-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>(中略)</p> <p>3-5-11-2-2 着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、<u>保護法ガイドライン</u>等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか (「3-5-5 顧客情報管理」参照)。</p> <p>(中略)</p>	<p>イ. <u>金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ. <u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u></p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>3-5-11 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>(中略)</p> <p>3-5-11-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>(中略)</p> <p>3-5-11-2-2 着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、<u>保護法ガイドライン</u>及び<u>金融分野ガイドライン</u>等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか (「3-5-5 顧客情報管理」参照)。</p> <p>(中略)</p>

## 信託会社等に関する総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>10 信託契約代理店</p> <p>(中略)</p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>(中略)</p> <p>10-4-3 顧客情報管理</p> <p>(1)規則第77条第6号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、<u>保護法ガイドライン第10条、第11条及び第12条並びに実務指針I、II、III及び別添2の規定に基づく措置とする。</u></p> <p>(2)規則第77条第7号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、<u>保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>10 信託契約代理店</p> <p>(中略)</p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>(中略)</p> <p>10-4-3 顧客情報管理</p> <p>(1)規則第77条第6号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、<u>金融分野ガイドライン第8条、第9条及び第10条並びに実務指針I、II、III及び別添2の規定に基づく措置とする。</u></p> <p>(2)規則第77条第7号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、<u>金融分野ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合をいう。</u></p> <p>(以下略)</p>